

2023年度同志社大学大学院司法研究科

後期日程入学試験問題解説

憲法

第一問【解説】

法律の解釈として複数の解釈が可能な場合に、憲法の規定と精神に適合する解釈がとられなければならないという準則のことである。付随的違憲審査制の一属性である。判例では、税関検査事件が、表現の自由を制限する法律について、合憲限定解釈の限界について判示している。合憲限定解釈は、違憲判断を回避するものではあるが、全通東京中郵事件、都教組事件については、その人権保障機能が指摘される場所であった。全農林判決は、合憲限定解釈を否定したが、このような対応を、予測機能を高めるとのみ評価することは問題であるし、また、判例の立場が他の場合と整合しているかも問題である。すなわち、合憲限定解釈が、余りに融通無碍に行われれば、徒に法令を正当化するのみとなるおそれがあるところ、上に見た税関検査事件、福岡県青少年保護育成条例事件、広島市暴走族条例事件などでは、判例は非常に柔軟に合憲限定解釈を行っており、この点について、それ自体に対する批判と、判例の一貫性の無さに対する批判とがある。なお、近時、合憲限定解釈と憲法適合的解釈を巡って、学説上議論があるが、必ずしもこれについて立ち入った記載を求める趣旨ではない（適切な記載は加点するが）。

第二問【解説】

名誉毀損表現に対する削除請求と謝罪広告という救済方法について問う問題である。

まず、名誉毀損表現に対する削除請求については、名誉毀損表現の事前抑制として北方ジャーナル事件（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁）が想起される。

北方ジャーナル事件では、「実体的要件」として、表現の対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価・批判等の表現行為に関するものである場合、事前差し止めは原則として許されないという原則が確認される。この理由は、そのような表現は私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきと解されるためである。しかし、例外的に、①表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものではないことが明白であって、②被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときには、事前差し止めが許されると述べる。この理由は、①そのような表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであることと、②有効適切な救済方法としての差し止めの必要性も肯定されることである。次に、「手続的要件」として、原則として、口頭弁論又は債務者審尋が必要とされる。この理由として、①表現の自由を確保する上での手続的保障の要請と、②表現行為者側の主たる防御方法が公益目的性と真実性の立証にあることが挙げられる。しかし、例外的に、債権者の提出した資料のみによって上記実体的要件の充足性が判断できる場合には、口頭弁論や債務者審尋は不要とさ

れる。この理由として、①債務者に主張立証の機会を与えないことによる実害がないことと、②債務者には異議申し立て（口頭弁論が必要的）による執行停止という救済手段があることが挙げられる。

もっとも、北方ジャーナル事件は公務員又は公職選挙の候補者に対する評価・批判等の表現行為が問題となった事例であり、本問のような私人に対する表現行為の事案に用いることができるかについては疑問の余地がある。また、北方ジャーナル事件と異なり、本問は一度は発信された情報に対する削除請求であることから、より緩やかに削除請求を認めても良いという議論も可能である（他方、今後視聴する可能性のある者に対する関係では事前抑制と同様の表現行為に対する重大な制約となり得るため、審査の厳格度は同等で良いとの反論も可能である。）。いずれにせよ、判例を踏まえつつ、その射程が及ぶかについて説得的な検討が求められる。

次に、謝罪広告という救済方法については、謝罪広告事件（最大判昭和 31 年 7 月 4 日民集 10 卷 7 号 785 頁）を踏まえて、「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するものにとどまる程度のもの」として許容されるとの議論がありうる。他方、思想良心の自由（19 条）や本問の事情を踏まえると、謝罪広告までは不要とすることも考えられる。

以上のように、判例と学説を踏まえた説得的な検討を求めている。